

「猛暑時間の施工回避制度」実施要領

(趣旨)

第1条 建設業は、社会資本整備の担い手であると同時に、災害応急対策や復旧・復興など社会の安全・安心を担う地域の守り手でもあり、将来にわたって建設業の担い手を確保するためには、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要不可欠である。「猛暑時間の施工回避制度」(以下「本制度」という。)は、近年ますます厳しさを増している夏季の高温・多湿といった暑熱環境の中で、作業員の健康を守るために、気温や暑さのピーク時間帯を避けて作業できるよう、柔軟に作業時間を調整することを目的として実施するものである。この要領は、香川県土木部が発注する工事において、本制度を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

(対象工事)

第2条 周辺環境に影響の少ない草刈工事を対象とする。

(対象期間)

第3条 工事着手日から現場作業完了日までの期間とする。

- 2 この要領における「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(施工に先だって行う、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう)に着手する日をいう。
- 3 この要領における「現場作業完了日」とは現場における全ての作業及び後片付けが完了した日をいう。

(実施内容)

- 第4条 受注者は、気温が高くなる時間帯の作業を回避するため、通常の休憩時間(正午から午後1時までの1時間)に引き続き、1時間または2時間の休憩時間を追加できるものとする。
- 2 受注者は、作業開始時間を繰り上げることができる。ただし、作業開始時間を午前6時より前にしてはならない。また、1日の作業時間の合計が8時間を超えてはならない。
 - 3 前項の規定により作業開始時間を繰り上げる場合は、受注者はあらかじめ近隣住民への周知を行い、理解を得るよう努めるとともに、騒音防止等に適切な配慮をしなければならない。
 - 4 受注者は、休憩時間中、作業員が適切に身体を休められるよう、冷房設備の整った休憩所の設置や、経口補水液の備蓄等、必要な熱中症予防措置を講じるよう努めるものとする。
 - 5 この要領における「作業時間」とは、工事に伴う準備及び後片付け等の時間を含み、現場で拘束される時間から休憩時間を除いたものをいう。

(工事着手前の手続き)

- 第5条 受注者は、本制度の適用を希望する場合、初回打合せ時に、別紙1に定める7つの作業時間の設定区分のうち、いずれか一つを選択し、選択した設定区分を記載した打合せ簿を提出する。
- 2 受注者は、工事着手日から、現場作業完了日までの間、現地作業がある日は打合せ簿に明記した作業時間で作業を行わなければならない。

(特記仕様書)

第6条 発注者は、本制度の対象工事であることを特記仕様書に明記する。

(工事中標示板)

第7条 受注者は、工事中標示板に、本制度を導入した工事である旨を記載するものとする。

(経費の負担)

第8条 発注者は、受注者が通常の休憩時間を超えて休憩を取る場合は、土木工事標準積算基準書における「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」に基づき、労務費の補正を行う。ただし、打合せ簿に明記した作業時間外に作業していることが確認された場合、労務費の補正は行わない。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議し、定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。